

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

(審査請求人代理人)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇 〇〇 〇〇

処分庁

宇都宮市社会福祉事務所長

審査請求人が平成 30(2018)年 4 月 5 日に提起した上記処分庁による生活保護法（「昭和 25 年法律 144 号。以下「法」という。）法第 63 条に基づく平成〇（〇〇）年〇月〇日付け返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成〇（〇〇）年〇月、審査請求人の長女が〇〇〇〇高等学校（以下「〇〇高校」という。）に入学したことにより、処分庁は審査請求人に対し、保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 7 生業扶助基準（以下「生業扶助基準」という。）に規定する高等学校等就学費の授業料として公立高等学校授業料相当額（月額〇〇〇〇円）の支給を開始した。
- 2 平成〇（〇〇〇）年〇月中旬、処分庁は、審査請求人が高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金制度」という。）を利用したことにより、〇〇高校が生徒本人に代わって国から就学支援金を受け取り、授業料と相殺していたため、審査請求人に支給した平成〇（〇〇）年〇月から平成〇

(〇〇) 年〇月までの〇か月分の高等学校等就学費が過支給となっていることを確認した。

3 平成〇(〇〇) 年〇月〇日、処分庁が審査請求人に対し、高等学校等就学費の過支給額について本件処分を行った。

4 平成30(2018) 年4月5日、審査請求人は栃木県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件処分の要因は、処分庁の過誤であり、その責任を審査請求人に転嫁することは筋違いである。

(2) 法第63条では、返還を命じる額について処分庁の裁量で決定することを認めており、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、それぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いが認められている。自立更生のための費用を返還額から控除しないで決定した本件処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、以下のとおりである。

本件処分は、審査請求人が就学支援金制度の利用によって生じた過大な支給に対する事後調整として、自立更生のための控除を検討した上で決定したもので、法に基づく適正なものであり、違法性はない。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 保護の基準及び程度の原則に係る規定について

ア 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

イ 保護の要否及び程度については、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「次官通知」という。)第10において「原則として、当該世帯につき認定した

最低生活費と、第 8 によって認定した収入との対比によって決定すること」と規定している。

(2) 高等学校等就学費に係る規定について

ア 法第 17 条において、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者又はそのおそれのある者に対して、「生業に必要な資金、器具又は資料、生業に必要な技能の習得、就労のために必要なもの」の範囲内において行われるとされ、ただし、これによってその者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限ると規定している。

イ 生業扶助基準において、生業扶助費の区分及び基準額を規定し、そのうち高等学校等就学費については、「基本額」、「教材代（正規の授業で使用する教材の購入に必要な額）」、「授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条各号に掲げるものに在学する場合（同法第 3 条第 1 項の高等学校等就学支援金が支給されるときに限る。）を除く。）」、「入学料」、「入学考査料」、「通学のための交通費」、「学習支援費」を規定している。

ウ 高等学校等就学費の認定については、昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」第 7 の 8 の(2)イ(ア)において、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について認定することと規定しており、(イ)において、基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上することとし、(ウ)において、学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及び P T A 会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、基本額によりがたいときは、学級費について月額の規定の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとしている。また、(エ)において、教材代の認定について、正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であり、(ケ)において、学習支援費は、学習参考書等（(エ)に含まれるものを除く。）の購入費及び課外クラブ活動に要する費用にあてる経費と規定している。また、平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問 7-142 において、基本額は、学用品費や通学用品費のほか社会科見学等の教科外活動費、芸術や体育等で使用する教材費等も含めて算定されているものとしている。

(3) 法第 63 条に基づく費用返還に係る規定について

ア 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲

内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

イ 返還対象額は、平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（以下「返還徴収決定の取扱い」という。）1-(1)において「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と規定している。

ウ 次に定める範囲の額は、同通知 1-(1)③において「当該収入が、次官通知第 8 の 3 の(3) (収入として認定しないもの)に該当するものにあつては、昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）第 8 の問 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差し支えない。）とし、同通知 1-(1)④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」と規定している。

課長通知第 8 の問 40 においては、収入として認定しないものの取扱いにおける自立更生のための用途に供される額の認定基準について列举して規定し、そのうち(2)オ(ウ)において「当該経費が高等学校等の就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る」と規定している。

2 本件処分 of 妥当性について

本件処分は、審査請求人の長女の高校授業料について、審査請求人が就学支援金制度を利用したことにより、〇〇高校が生徒本人に代わって国から就学支援金を受け取り、授業料と相殺していたが、その事実気づかず、審査請求人に対して高等学校等就学費として授業料を給付していたため、処分庁が事後に過支給となった高等学校等就学費について法第 63 条の規定に基づき、審査請求人に対して返還を求めたものである。

審査請求人は、本件処分は違法である旨を主張し、処分庁は、本件処分は違法性はないと主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検証する。

(1) 処分庁による審査請求人に対する返還決定の妥当性について

審査請求人は、法は憲法第 25 条に基づき制定され、最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としていることから、処分庁が自らの過誤を調整目的で被保護者に負担させようとするには極めて慎重でなくなくてはいけないのであって、民法上の不当利得返還請求権と同種の性質を持ちつつも、単なる損失と利得の調整を図り不均衡を是正するという民法上の趣旨とは異なる理念が要求され、長女の授業料について、他法他施策として就学支援金制度が活用されることを看過し、高等学校等就学費を支給したことは、処分庁の過誤又は調査不足であり、かつ処分庁自身も支給ミスがあったことを認めていたものであるから、その過誤の責任を審査請求人に転嫁することは筋違いであると主張している。

保護は、理由の 1 (1) で記述のとおり、保護の要否及び程度について、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第 8 によって認定した収入充当額との対比によって決定すること」とされているため、最低生活費と収入充当額を対比させ、収入が不足する部分に対して行われることとなる。

地方自治体等により減免措置が講じられている場合における高等学校等就学費の授業料の計上については、課長通知第 7 の問 84 において「自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととする」とともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はない」とされている。

審査請求人が利用した就学支援金制度とは、国が全ての意志ある高校生に対して授業料にあてる支援金を支給し、家庭の教育費負担を支援するものであり、その支援金は生徒本人に代わって学校設置者が受領し、授業料と相殺するものとされている。よって、本件処分により返還決定された高等学校等就学費の授業料については、就学支援金制度を活用したことにより、審査請求人世帯における授業料の需要は満たされていたことから、処分庁が給付を要しないものを審査請求人に給付していたこととなり、その過支給の原因が処分庁に起因するものであっても、審査請求人は、法第 63 条で規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当しており、審査請求人は、その過支給額について返還することが求められる。

したがって、処分庁が法第 63 条に基づき、高等学校等就学費の返還を求めることとした決定については正当な理由がある。

(2) 処分庁が決定した返還額の妥当性について

審査請求人は、法第 63 条では「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と返還を命ずる額について実施機関の裁量を認め、本裁決理由の 1 (3) ウに記述した規定により、長女が〇〇高校を卒業し、かつ在学中に資格を取得するなどして就業することは「自立更生」であるとともに、審査請求人が〇〇高校に支払うべき学費等のうち、「教育充実費」「光熱費」「実習費」「年会費」については、〇〇高校が定めた学費等であって、学生はすべからず負担しなければならないものであるから、全額控除が認められるものであり、上記費用を返還額から控除しないで決定した本件処分は違法又は不当であると主張している。

一方、処分庁は、本件処分を行うに当たり、平成 29 (2017) 年 11 月 17 日にケース診断会議を開催し、返還対象額から控除する額について、次官通知第 8 の 3 の (3) ク(ア)及び課長通知第 8 の問 40 の (2) オ(ウ)に従い、生業扶助基準に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費の有無及び就学のために必要と認められる最小限度の額を計算し、検討を行ったと主張している。

また、処分庁から提出された計算書(写)によれば、処分庁が支給した高等学校等就学費の「基本額」、「学習支援費」、「特別基準額」(「学級費等」)に、就学支援金制度による「就学支援金」及び〇〇〇〇法人(現在は〇〇〇〇法人) 〇〇〇〇による「〇〇〇〇入学・新生活応援給付金」を加えた総額〇〇〇〇〇円と学校経費の「授業料」、「教育充実費」、「光熱費」、「実習費」、「年会費」の総額〇〇〇〇〇円とを比較した結果、審査請求人の受け取った扶助費及びその他就学に係る収入の総額が〇〇〇〇〇円上回っているため、返還金から控除の必要はないとしている。

当庁において、審査請求人及び処分庁から提出された関係資料を検証したところ、長女が〇〇高校に就学するために必要な平成〇(〇〇)年〇月から平成〇(〇〇)年〇月までの年額は、「授業料〇〇〇〇円」、「教育充実費〇〇〇〇円」、「光熱水費〇〇〇〇円」、「実習費〇〇〇〇円」、「年会費(P T A 会費、生徒会費及び学校健康会費) 〇〇〇円」であり、総額〇〇〇〇円となる。これは〇〇高校から発行されている「平成 28 年度学費年間一覧表」に記載されている金額であり、〇・〇月分については納入通知書により、〇月分からは金融機関口座から自動引き落としになると記載されていることから審査請求人が述べているとおり、当該高校の長女が在籍する学科の学生がすべからず負担しなければならない金額であるといえる。

したがって、本件処分を行う際に、理由の 1 (3) ウに記述した規定により、これらの経費のうち、就学支援金により需要が満たされる授業料を差し引いた〇〇〇〇円について、高等学校等就学費として支給されている金

額を除き、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であるかを検討し、それらの経費に該当する場合は、返還金から控除することについて検討を行うこととなる。このため、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費の該当性について、以下のとおり検証する。

高等学校等就学費の各費目の内容については、理由の1(2)ウに記述のとおり、「基本額」は、学用品費等のほか教科外活動費、芸術や体育等使用する教材費等を、「特別基準額（学級費等）」は、学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等として保護者が学校に納付する場合であって、「基本額」によりがたいときは、範囲内において必要な額を認定できるとされているものであり、ここでは「実習費」及び「年会費」が該当する経費と言える。ただし、「基本額」は、学用品費等の費用を含めて定額が扶助されているため、他の対象費用の状況を把握した上でなければ、「実習費」及び「年会費」が基準額で賄いきれているとは言いきれない。

「学習支援費」は、学習参考書等の購入費及び課外クラブ活動に要する費用にあてる経費として定額が扶助されているものであるが、そもそも正規の授業以外の個々の自主的な活動費用を支援する趣旨であることから、長女本人等実際に聞き取るなどして対象経費の有無及びその額を把握するものとなる。ここでは、「学習支援費」は支給しているものの、「学習支援費」に対応した費用は計上されておらず、また、対象経費の有無についての記述もない。

一方、学校経費のうち、「教育充実費」及び「光熱水費」については、当該費用の目的及び内容について、資料上、判別できないことから、ここでは高等学校等就学費の対象となる経費か判断はできない。

以上、検証した結果、「教育充実費」、「光熱費」、「実習費」、「年会費」が高等学校等就学費で全て賄えているのか、それとも高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であるのかについては、長女の就学に係る実際の支出状況及びその内容等を調査・把握していなければ判断できるものではない。

なお、処分庁は、返還額の検討に当たり、ケース診断会議を開催しているものの、ケース診断会議記録票（写）には当該世帯の実態・状況に関する記載はなく、また、本件ケース記録（写）を見ても、平成〇（〇〇）年〇月〇日に審査請求人に対して授業料の支給誤りを伝えてから、平成〇（〇〇）年〇月〇日に本件処分を決定するまで、審査請求人世帯の本件過支給費用を含めた保護費の費消状況や長女の就学に係る支出状況について調査・把握をした形跡がない。同様に返還徴収決定の取扱い1-(1)④でいう「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」の額に係るもの

についての該当可能性についても調査した形跡はない。よって、処分庁は、長女の就学に係る経費全体を適正に把握した上で、扶助費及びその他就学に係る収入と比較し、控除額を算定しているとは言い難く、「返還徴収決定の取扱い」で規定する次官通知第8の3の(3)及び課長通知第8の間40の(2)オ(ウ)に従って、生業扶助基準に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要と認められる最小限度の額について適正に算定しているとは認められないことから、本件処分を行うに当たり、審査請求人世帯の生活実態を踏まえた返還金額の検討が十分に行われたものとは認められない。

よって、処分庁は、本件処分に係る返還金額の決定に当たり、当該世帯の実態を的確に把握しておらず、具体的な調査・検討を欠いた中で、その額を決定したものと判断されることから、返還額が妥当なものであるとは言えない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、本件処分について、全体を通じて事件処理に遅滞があり、これにより返還額に変化が生じるなどの事態があるのであれば、それは審査請求人に負担させるべきではないと述べているが、返還額について、処分庁は長女が入学した平成○(○○)年○月から平成○(○○)年○月までの期間を過支給分として決定していることから、本件処分の決定に遅れがあったとはいえ、返還額の増減は生じていないものであり、上記の判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件処分は、本件処分の判断の過程において考慮すべき事項を考慮しておらず、厚生労働省課長通知に則って適正に行われたものとは言い難いことから、妥当性を欠くものであり、処分庁は再度その内容を検討すべきである。

結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2(2020)年2月26日

栃木県知事 福田 富一